

## 理 由 書

申請者	住所
	氏名
設計者	住所
	氏名

申 請 地

申請の目的

上記敷地においては、建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可の申請をするにあたり、下記のとおり勘案した結果、交通上、安全上、防火上、衛生上の支障はありません。

交通上

安全上

防火上

衛生上

(記載事項)  
**理 由 書**

申請者 住所  
氏名  
設計者 住所  
氏名

申 請 地 地名地番

申請の目的 建築物の主要用途・工事種別 (「共同住宅(〇〇戸)の新築」など)

- ・建築物を建築する理由を示すこと。  
(何故建築物を上記の申請地に建築する必要があるのか)
- ・許可を必要とする理由を示すこと。  
(上記建築計画が法 52 条の規定による容積率、法 56 条の規定による各部分の高さの制限の限度を超えるため、法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可を必要とするという旨)
- ・建築計画の総合的な配慮点を示すこと。
- ・市街地の環境の整備改善に質する理由を示すこと。

上記敷地においては、建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の申請をするにあたり、下記のとおり勘察した結果、交通上、安全上、防火上、衛生上の支障はありません。

交通上 当該敷地の前面道路は法 42 条 1 項〇号に規定する幅員〇〇m～〇〇mであり、また、自動車車庫は大津市建築基準条例第 26 条、27 条の規定を十分満足しているため歩行者・車の通行に支障はありません。

安全上 当該敷地の前面道路は前記のとおりであり、公開空地の活用により緊急時の避難および通行の安全上の支障はありません。

防火上 計画建物は、耐火建築物とするので防火上の支障はありません。また隣地境界線および歩道状公開空地までの水平距離は〇〇mであり、この後退部分が延焼の防止になると考えられます。

衛生上 申請敷地は、前記のと通りの道路に有効に(〇m)接し、また計画建物は、隣地境界線および歩道状公開空地から後退して配置しているため、日照、採光、通風等が確保されます。並びに、汚水・雑排水は公共下水道に排除するよう公共汚水枘設置申請をし、雨水は既設側溝に排除するので衛生上の支障はありません。